

日本病態栄養学会 北海道地方会

定 款

第 1 条

本会は、日本病態栄養学会 北海道地方会（英文：Japan Society of Metabolism and Clinical Nutrition, Hokkaido）と称する。

第 2 条

本会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第 3 条

本会は、日本病態栄養学会の下部組織として北海道における病態栄養学の発展を促し、学術向上と道民への栄養知識の普及・啓発と健康増進に資し、さらに、会員相互の向上と親睦を図る。

このために、病態に応じた栄養療法・栄養管理・栄養評価を行う者および、これらを学ぶ者に対する教育、指導並びに研究発表、情報の発信と会員相互及び国内外の関連学会との連携協力を行うことを目的とする。

第 4 条

本会は、上記目的のための非営利団体である。

第 5 条

本会は、第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 病態栄養に関する学術講演会，討論会および，研究会の開催
- (2) セミナー，勉強会の企画・開催・運営
- (3) 病態栄養に関する研究と論文発表
- (4) 国内関連団体および，その北海道地方会との交流と連携
- (5) 病態栄養に関する広報活動
- (6) その他，本会の目的を達成するために必要な事業

第 6 条

本会の会員は、

- (1) 日本病態栄養学会会員
- (2) その他，栄養に関連した学会の会員

とする。

第 7 条

本会の会員になろうとする者は、研究会の折りに、氏名と所属などを申告するものとする。

第 8 条

会員が次のいずれかに該当するときは、**幹事会**の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく毀損したとき
- (2) 本会の目的に反する行為があったとき

第 9 条

本会は**幹事会**を年数回以上開催する。

第 10 条

幹事会の決議は、**幹事会**の過半数が出席し、**幹事会**の議決権の過半数をもってこれを決する。

第 11 条

幹事会の議事については、その経過の要領および、その結果を記載した議事録を作成し、**幹事会**で、これを保管する。

第 12 条

- (1) 本会の結成に当たり以下の発起人をおく。

岡部幸男(札幌徳洲会病院)

黒川泰任(星槎道都大学)

小林知代(市立札幌病院)

坂本杏子(H・N・メディック)

武部久美子(名寄市立大学)

- (2) **幹事**のうち 1 名を会長、1 名を会計とする。

- (3) 会長は、**幹事**相互の決議によって選任し、会の代表とする。

- (4) **幹事**は、**幹事**相互の決議によって、新旧選任する。

当初の 5 名の発起人に加え、2019 年度より

奥田絵美 (にれの杜クリニック)

角田政隆 (H・N・メディック札幌東)

の2名を加えた7名を本会の幹事とする。以後定款の「発起人」を「幹事」, 「発起人会」を「幹事会」と呼称変更する。尚, 幹事は同一所属施設 (関連施設を含む) からは2名以内とする (2019年度第2回地方会のための第1回幹事会で, 第18条にもとづいて議決: 2019年2月23日)。

幹事の変更・追加, 所属変更, 顧問の追加

2022年度第3回地方会のための第1回幹事会で, 第18条にもとづいて幹事等につき以下の議決とした (2022年5月27日)。

幹事

岡部幸男 (札幌徳洲会病院)

奥田絵美 (にれの杜クリニック)

黒川泰任 (星槎道都大学, 江別谷藤病院)

坂本杏子 (札幌ふしこ内科・透析クリニック)

角田政隆 (札幌ふしこ内科・透析クリニック)

山田祐輝 (市立札幌病院)

顧問

小林知代 (愛全病院)

武部久美子 (つくば国際大学)

幹事の変更・追加, 所属変更, 顧問の追加

2023年度第4回地方会のための第4回幹事会で, 第18条にもとづいて幹事等につき以下の議決とした (2023年9月8日)。

幹事

岡部幸男 (札幌徳洲会病院)

奥田絵美 (にれの杜クリニック)

黒川泰任 (星槎道都大学, 江別谷藤病院)

坂本杏子 (札幌ふしこ内科・透析クリニック)

角田政隆 (札幌ふしこ内科・透析クリニック)

前田 玲 (帯広中央病院)

山田祐輝 (市立札幌病院)

顧問

小林知代 (愛全病院)

武部久美子 (つくば国際大学)

第 13 条

幹事会は、年 1 回以上の日本病態栄養学会 北海道地方会を開催する。参加者から会費を徴収する。その額は必要最低額とし、**幹事会**で決定する。

第 14 条

この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 15 条

地方会開催に当たり、本会の運営に協力いただける団体、企業などから協賛金の募集を行う。

協賛金、および地方会開催時の会費は会の運営に必要な事務費、講師招聘の交通費、講演料等に支出する。運営収支の管理は会計が行う。

第 16 条

幹事は無給とする。

第 17 条

この会に会計監査を置く。会員から 2 名以上指名し、地方会開催の際に会計内容・監査報告を行って、会員の議決を得る。**地方会開催時の会員総会で会計監査承諾の議決を諮る（2019 年度第 2 回地方会のための第 1 回幹事会で。第 18 条にもとづいて議決：2019 年 2 月 23 日）。**

第 18 条

この定款は、**幹事会**の議決によって変更することができる。

第 19 条

この会は、**幹事会**の議決その他、法令で定められた事由により解散する。解散時の余剰金、財産などは日本病態栄養学会本部に上納、寄進する。

第 20 条

本会の公告は，ホームページを作製予定し，完成次第掲載する．ホームページ(<https://jsmcn.jimdofree.com/>)は2019年11月20日より試用公開し，2019年12月16日より運用公開した．2022年6月2日から，2022年開催の第3回日本病態栄養学会 北海道地方会の案内のために，正式運用を開始した．(2023年9月8日改訂)．

第 21 条

この定款に定めるもののほか，この会の運営に関する必要な事項は，**幹事会**の議決により，会長が別に定める．

第 22 条

この定款は 2018 年 4 月 1 日より有効とする．

2019 年 2 月 23 日改訂．

2022 年 5 月 27 日改訂．

2023 年 9 月 8 日改訂．